

平成 25 年 5 月 24 日

申 入 書

大阪市長
橋 下 徹 様

大阪維新の会大阪市議員団
幹事長 東 貴 之
政調会長 吉 村 洋 文

平成 25 年 5 月 24 日、毎日新聞において、本市大都市局に所属する職員が、同局の職員約 100 名に対し、維新の会の集会に関するメールを一斉送信したとの報道がなされました。

本市では、職員の政治的行為を制限し、職員の政治的中立性を保障し、本市行政の公正な運営を確保することで、市民から信頼される市政を実現することを目的として、平成 24 年 7 月 30 日に「職員の政治的行為の制限に関する条例」が制定され、同条例 2 条 6 号により、政治的目的を有する文書の発行、回覧、提示、配布が禁止されています。

本メールの内容からは、政治的目的を有するものかどうか、明らかではないが、十分に調査し、適正に対応するとともに、上記条例が制定された趣旨を今一度全職員に周知徹底し、職員の政治的中立性に関し、市民に疑義が生じることがないように、改めて指導するよう申し入れます。

以 上